

仕入税額控除の要件についての意見書

2004年12月17日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

消費税法第30条第7項所定の仕入税額控除の要件は、帳簿及び請求書等の保存がない場合には、推計課税等の手法による仕入税額の認定をなすことなく、一律にその控除を否認する制度である。これは、仕入税額控除の立法趣旨、すなわち、生産・流通の各段階における税の累積を排除する、という消費税の付加価値税たる本質（税制改革法第10条第2項参照）に反し、「課税売上有る事業者には当然に課税仕入がある」（仕入税額の負担事実がある）という前提事実を無視する不当なものである。

よって、上記前提事実と可及的に調和が取れる制度を速やかに構築するべきである。

第2 意見の理由

1 仕入税額控除は、付加価値税たる消費税の本質的要素である

消費税法第28条第1項は、その課税標準を「課税資産の譲渡等の対価の額」と定めている。

税制改革法第10条第2項及び消費税法の仕入税額控除・簡易課税制度等の規定等に鑑みれば、消費税は付加価値税の一種であり、課税標準は、実質的には付加価値であることが明らかである。

すなわち、仕入税額控除は帳簿等を保存する納税者（事業者）に対して付与される恩典ではなく、消費税の本質的要素にほかならない。

そして、消費税は生産・流通の各取引段階で転嫁され、その納税者が仕入等の際に、転嫁された消費税相当額を含む対価を負担している実態があり、消費税の課税においては、仕入税額を控除し、生産・流通の各段階における税の累積を排除しなければ、消費税の付加価値税たる基本的性格に反し、法人税、所得税、事業税等に準ずる直接税に変質してしまうことになる。

仕入税額の認定資料としての帳簿等の保存を要求するのは、課税技術上の便宜として、その必要性を理解できないではないが、仮に納税者に帳簿等の保存義務を課するとしても、これに対する違反には、精々、過料等の行政罰や所得税法等にみられるように税制上の特典の剥奪等によって対処すべきであり、これを超えて、上記のとおり、消費税の基本的性格と矛盾する結果を生じさせることは、立法として著しく不当である。

2 税制上の他の諸制度と著しくバランスを欠く

消費税法において、一定の売上高以下の事業者については簡易課税制度（消費税法第37条）が選択できることとされており、事業者の負担軽減等の便宜のためとはいえ、消費税法自身、帳簿等の保存の有無にかかわらず、消費税の本質に基づき、一定の仕入税額の支払事実が当然に認められることを前提とした制度を採用している。また、所得税法及び法人税法上、必要経費の支払事実が当然に認められることを前提として、一定の要件の下に、推計課税の制度が採用されている（所得税法第156条、法人税法第131条）。

「課税売上がある事業者には当然に課税仕入がある」（仕入税額の負担事実がある）という前提事実は、帳簿等の保存の有無にかかわらず当然認められるのであるから、推計課税あるいは、簡易課税制度における控除するべきみなし仕入税額を低減する方法をとる等、何らかの手法で仕入税額負担の事実及び額を認定し、これを控除する制度を採用すべきであり、そうでなければ、上記諸制度と著しくバランスを欠き、立法として不当である。

3 消費税法改正により、零細事業者が仕入税額控除を受け難くなる

平成16年4月1日以後に開始する課税期間から（個人の場合は平成17年1月1日からの事業年度に適用される）、事業者免税点制度の適用上限が現行の3000万円から1000万円に引き下げられ、かつ、簡易課税制度の適用上限が現行の2億円から、一挙に5000万円に引き下げられる改正がなされた。

上記改正により、税抜き売上高（年商）が5000万円超2億円以下のいわゆる零細事業者についても、請求書及び帳簿が保存されていない限り、仕入税額控除を受けられないこととなるが、これは、営業活動などに忙しすぎて、帳簿などの整備になかなか時間をかけられない零細事業者の実態が変化していないことに鑑みるならば、5000万円以下の事業者につき、帳簿の整備なしに簡易課税制度により仕入税額控除が認められることに比し、不当に過酷な結果が招来されることになる。

以上の次第であるから、「課税売上がある事業者には当然に課税仕入がある」という前提事実と可及的に調和のとれる制度を速やかに構築すべきである。

以 上